

『運輸政策研究』 査読・審査要領

1. 『運輸政策研究』の目的と掲載の区分

1.1 『運輸政策研究』の目的

『投稿要領』1.に記載のとおり。

1.2 『運輸政策研究』における投稿原稿の掲載区分

本誌において一般から受け付ける投稿原稿の区分と、それら区分ごとの内容および要件は、『投稿要領』付表のとおり。

投稿区分の選択および変更については、『投稿要領』2.1に記載のとおり。

2. 査読の有無等および査読員・審査員の数

A 査読の有無

査読ありの論文の区分(「政策研究論文」,「学研究論文」および「実務論文」)の原稿に対しては,編集委員会の決定に基づいて選出された査読員により査読を行う。「報告」,「論説」および「紹介」の区分の原稿に対しては,査読は行わないが,審査員が基礎的要件等に関する形式審査(確認)を行う。

B 査読員または審査員の数および資格

1)「政策研究論文」,「学研究論文」

編集委員会は,各投稿原稿1編につき査読員3名を選出する。3名の査読員のうち1名以上は編集委員から選出する。

2)「実務論文」

編集委員会は,各投稿原稿1編につき査読員2名を選出する。2名の査読員のうち1名以上は編集委員から選出し、もう1名も原則として編集委員から選出する。

3)「報告」,「論説」,「紹介」

各投稿原稿1編につき審査員を2名選出する。審査員は原則として,編集委員長・編集副委員長が行う。

C 査読員名・審査員名の公表

個々の原稿についての査読員名・審査員名は公表しない。ただし,3号毎に,その間に査読を行った査読員名を本誌にて公表する。

3. 査読等の目的と注意事項

3.1 査読の目的

査読は,投稿原稿の内容を客観的に評価し,『運輸政策研究』に掲載される原稿としてふさわしいものであるかどうかを判定することを目的とする。

3.2 査読にあたっての基本的考え方と注意事項

査読にあたっては,査読員は以下の点に十分注意して査読を行うものとする。

A 基本的考え方

- 1) 多少の欠点があっても,交通運輸・観光政策に何らかの意味で良い効果をもたらす内容である場合は,掲載されるよう配慮する。
- 2) 原稿の体裁や書き方の完璧さを期待するあまり,将来の発展が大いに期待される原稿や実際に役立つ原稿を逃すことのないよう配慮する。
- 3) 原稿の査読は,あくまで掲載の可否を判定するための資料を提供することが目的であり,原稿の内容に対する責任は投稿者が負うものとする。また,原稿の価値は,一般読者が判断するものである。

B 注意事項

- 1) 査読員の主観や好みを押しつけてはならない。
- 2) 査読員は,当該原稿が公表前の研究成果であることに十分留意し,原稿の内容について秘密を守り,投稿者の権利を確実に保護しなければならない。
- 3) 査読員は個人の責任において査読を行うものであり,他の査読員を含む他者に意見を求めたり,内容に関する相談をしたりしてはならない。
- 4) 査読員は,掲載の条件として,投稿原稿に対して修正意見を付すことができる。修正意見作成時は以下の点に留意する。
 - ① 新たな調査や計算を追加させることは極力避ける。
 - ② 査読員の主観的な意見や好みを主張し,それにより原稿の構成を大きく変えることを要求し,または査読員と見解を異にする点について修正を要求することなどは避ける。

- ③査読は、投稿者に対し研究指導する立場ではないことに留意すべきである。ただし、査読員の意見、指摘によって原稿の内容が向上することが明らかと思われる場合には、その点を述べても良い。

3.3 形式審査の目的

形式審査は、基礎的要件(商業広告、個人の誹謗中傷、社会規範に反するもの、投稿要領の大幅な逸脱のいずれにも該当しないこと)および政策との関連性・実用的価値に関する確認を目的とし、内容その他の要件については原則的に審査を行わない。

3.4 投稿者への照会

査読員・審査員は、査読・審査を行う上で必要な事項についてはいつでも編集委員会を通じて投稿者に問い合わせることができる。ただし、査読員・審査員から投稿者への直接の問い合わせは出来ない。

4. 査読・形式審査の方法

4.1 査読員・審査員による掲載可否の判定

査読員および審査員は、『投稿要領』付表における投稿原稿の掲載区分と内容および要件に照らして、投稿者の指定した各区分の要件を満たし、『運輸政策研究』に掲載するに値すると判断されれば「可」とし、掲載するほどの内容を含まない、あるいは掲載すべきでない場合は「否」とする。

4.2 掲載にあたっての要件

査読・形式審査にあたっては、『投稿要領』付表における各区分ごとの要件について、対象原稿が『運輸政策研究』への掲載に値するかを客観的に評価する。当該付表に掲げる要件は、各区分ごとにすべて満たすことが求められる必須要件である。

・禁止行為および対応

『投稿要領』4.全文に記載のとおりとする。

4.3 査読・審査結果の報告に関する規定

- 1) 査読員は、査読を依頼された日より4週間以内に査読を終了し、報告書を編集委員会へ提出しなければならない。
- 2) 審査員は、形式審査を依頼された日より1週間以内に審査を終了し、報告書を編集委員会へ提出しなければならない。
- 3) 査読・審査結果は、所定の様式に基づき報告する。様式は別途定める。

5. 投稿区分の変更について

- 1) 「政策研究論文」、「学研究論文」および「実務論文」の各区分での投稿において、以下に該当する場合、編集委員会は投稿者へ投稿区分の変更を提案することができる。
 - ①内容から判断して、投稿者の指定した区分が適切でない場合
 - ②査読の結果、区分を変更することで掲載可能と判断される場合
- 2) 区分変更を提案する場合は、理由を示した上で、速やかに投稿者に通知する。
- 3) 投稿区分の変更は、投稿者の承諾があった場合にのみ行うものとする。承諾がなかった場合は、投稿者が投稿時に指定した区分で査読・審査を行う。

6. 再査読または再審査・追加査読または追加審査

全ての区分で投稿された原稿の査読または審査の結果を受け、編集委員会の判断で再査読または再審査・追加査読または追加審査を行うことがある。

7. 掲載可否の最終判定

掲載可否の最終判定は、査読員・審査員からの査読報告書または内容確認報告書を参考に、編集委員会が行う。

8. 査読・審査結果の投稿者への通知

- 1) 編集委員会は、最終判定の結果を投稿者へ通知する。
- 2) 掲載「可」と判定されたものについては、その旨投稿者へ通知する。
- 3) 修正要求がある場合は、主査が修正意見・疑問点等の修正要求を取りまとめ、その内容を投稿者に通知して原稿修正を求める。その場合の修正期限は、2週間以内とする。
- 4) 掲載「否」と判定されたものについては、投稿者へ理由書を付してその旨通知する。

付記

1998年（平成10年）	7月31日	制定
2009年（平成21年）	1月27日	改正
2016年（平成28年）	10月25日	一部修正
2017年（平成29年）	1月31日	一部修正
2021年（令和3年）	3月30日	一部修正
2021年（令和3年）	10月29日	一部修正
2022年（令和4年）	10月18日	一部修正
2025年（令和7年）	8月1日	改正